

	質問	回答
1	<p>本業務委託にかかる、実施要領の5の提出書類の(5)の社会政策推進面に係る関係書類について、滋賀県内での法人の実績のみが対象となるのでしょうか。</p>	<p>「社会政策推進面に係る関係書類」として掲げている項目に該当するのであれば、県内外の法人問わず当該実績は評価対象となります。</p>
2	<p>本業務を遂行する上で、滋賀県内に拠点となる事務所を新たに構える必要がありますでしょうか。</p> <p>必要な場合、事務所の賃借料等について、見積りに含めてよいでしょうか。</p>	<p>業務実施にあたり、県内に新たに事業所を構えることまでは求めておりません。</p> <p>新たに事業所を構えていただく場合の賃借料等については、仕様書に記載の経費の範囲内で見積書に含めていただくことは可能です。</p>
3	<p>本業務委託にかかる、実施要領の9の審査の(2)の評価項目および評価点の6の「県内事業者であるか。」という項目がありますが、県内に事業者の本部ないし本社がある事業者のみ該当するのでしょうか。</p> <p>当団体は、県外本社・県内支店として、滋賀県の物品競争入札参加資格を保持しています。</p>	<p>県内事業者とは、県内に本社のある事業者を指しております。</p> <p>ただし、県外本社・県内支店という入札参加資格における「準県内」事業者についても、当該評価項目において一部評価対象となります。</p>